



心配ごと・困りごと、行政
相談所の開催について

社会福祉協議会相談員、行政相談委員などが皆さんの相談を受ける相談所を開きます。家庭での心配ごと、地域でのめめごと、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まず気軽にご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください。

◆開催日時・場所

・7月8日(金) 午前10時～正午
田野浦避難集会所

・7月8日(金)

午後1時30分～午後3時30分

保健福祉センター(旧本庁前)

※午後の相談所には、行政書士もいます。

※新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止する場合がありますので、ご了承ください。

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課 人権啓発係

☎55-3113



弁護士無料法律相談のお知らせ

黒潮町では、多様化する消費者相談、不動産、相続、離婚、地域での悩み相談に対応するため弁護士を招き、無料相談所を開設します。日ごろ、なかなか相談できないことも、この機会に相談してみませんか。

◆開催日時・場所

・7月20日(水)午後1時～午後3時
総合センター(佐賀)

※相談時間は1人30分以内です。

相談日の一週間前の水曜日午前8時30分から電話または左記窓口で先着4名を受け付け、その際、相談内容を聴き取ります。ただし水曜日が閉庁日の場合は翌開庁日から受け付けを開始します。

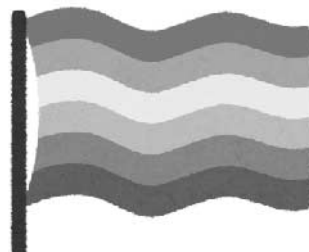
※同じ内容の相談は、1回限りで、担当弁護士が既に相手方の相談を受けている場合は、相談を受けることができません。またキャンセルされる場合は、相談日の前週の金曜日までに左記窓口へ連絡してください。

○ご予約・お問い合わせ

佐賀支所地域住民課 人権啓発係

☎55-3113

「LGBT」を「存じ」るか



レインボーフラッグは、性の多様性を虹のグラデーションに表す世界共通のモチーフです。

近年、「LGBT」という言葉が、マスコミなどで取りあげられることが多くなりました。人間の性は、戸籍上の「男性」と「女性」だけでなくありますが、実は、生態学的に男性または女性として生まれてきたが、このことに違和感を覚えたり、同性愛者であるなど、性には心の性、体の性、性的指向などが含まれます。その多様な性の頭文字をとり、組み合わせで総称した言葉がLGBTです。LGBTの方の人口は、日本の民間団体の調査では「人口の8%～10%前後」、つまり「10人～13人に1人」の割合です。当事者の方が周囲から差別や偏見の目で見られ、性の違和感などを打ち明けられない人もいます。

このように、個人の尊厳に関わる問題である多様な性が理解されず、生きづらい社会とならないよう、町では「性的指向・性自認などあらゆる人権に関する課題の解消への取組を推進し、人権が尊重される明るいまちづくりの実現に寄与することを目的とする」という条文が「黒潮町人権尊重のまちづくり条例」に制定されています。誰もが性を尊重され、自分らしく生きることでできる社会でありたいものです。

性的指向
(好きになる性)

性自認
(こころの性)

Lesbian (レズビアン)

Gay (ゲイ)

Bisexual(バイセクシャル)

Transgender
(トランスジェンダー)

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課 人権啓発係

☎55-3113